

## 【2020年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～③】

～講師紹介を兼ねる

### \*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

### \*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座**（2019年6月上旬～9月上旬に新規収録）
- ② **矢島の論文完成講座**（2019年9月下旬～12月中旬に新規収録）
- ③ **矢島のスピードチェック講座**（2020年1月に新規収録）
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**（2020年2月中旬～3月中旬に新規収録）

#### ① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：「お試しウェブ受講」で試聴することができます。

#### ② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

#### ③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施（2019年1月に実施済み）していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施（2020年1月に実施）することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験審査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等の**ヤマ当て**講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験審査委員が求める答案がどのようなものを理解して、司法試験で出題されそうな論点の学習を通じて法的思考能力を磨くことは、予備試験の受験自体にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ **短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧**

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要な知識も修得**）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕（通信クラスのみ・現在配信中）

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、2020年度の試験から出題範囲とされる改正民法（**民法総則、債権法、相続法**）の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておくと、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの**改正法**を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

(通信クラスのみ・現在配信中)

本講座は、**まず**、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、**次に**、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

(パンフレットに未掲載・通学・通信)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信開始の新規講座です。本講座は法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的としています。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案添削、個別面談、合格に直結する実践的な知識の修得に必要な講義など、合格に必要な指導を矢島が直接行います。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

2020年合格目標 矢島の論文完成講座  
取扱い問題の一覧表

科目	回数	取扱い問題	
		メイン問題	補強問題
憲法	1	H 3 0 司法, H 2 5 司法 (改問)	補強問題①
	2	H 2 9 司法 (改問), オリジナル①	補強問題②
	3	H 2 8 司法 (改問), オリジナル②	H 2 2
民法	1	H 3 0, H 2 9	補強問題①, ②
	2	H 2 8 (設問2を除く), H 2 7	補強問題③, ④
	3	H 2 6, H 2 5	補強問題⑤, ⑥
	4	H 2 4, H 2 3	補強問題⑦, ⑧
刑法	1	H 3 0, H 2 9	補強問題①, ②
	2	H 2 8, H 2 7	補強問題③, ④
	3	H 2 6, H 2 5	補強問題⑤, ⑥
	4	H 2 4, H 2 3	補強問題⑦, ⑧
商法	1	H 3 0, H 2 9	補強問題①, ②
	2	H 2 8, H 2 7	補強問題③, ④
	3	H 2 6, H 2 5	H 2 4
民訴法	1	H 3 0, H 2 9	補強問題①, ②
	2	H 2 8, H 2 7	補強問題③, ④
	3	H 2 6, H 2 5	H 2 4
刑訴法	1	H 3 0, H 2 9	補強問題①, ②
	2	H 2 8, H 2 7	補強問題③, ④
	3	H 2 6, H 2 5	補強問題⑤, ⑥
行政法	1	H 3 0, H 2 9	補強問題①, ②
	2	H 2 8, H 2 7	H 2 3
	3	H 2 6, H 2 5	H 2 4

注：「**メイン問題**」の**憲法**の取扱い問題で「**改問**」とあるのは、元の問題を、最近の司法試験の問題形式に合わせて改問したものになります。

注：「**メイン問題**」の**民法H 2 8**のうち**設問2**は、債権法改正の影響で解答しづらいため、取扱い問題から**除外**します。民法第2回の講義の全体の分量は補強問題で調整します。

注：「**補強問題**」は次のとおりになります。**憲法以外の科目**では、毎回約60分間で2問取り扱えるようにするため、1問あたり30分くらいで解説できる問題を用意します。具体的には、「**オリジナル問題**」、又は「**予備試験又は司法試験**の過去問の中でも今後の試験に有用な箇所を抜粋して30分程度で解答できる問題したもの」を取り扱います。**憲法**においては、予備試験の過去問を用いるときは、抜粋ではなく、その問題をそのまま使用します。